

企業組合 We need 事務局規程

(目的)

第1条 本規程は、企業組合 We need（以下「本組合」という。）の事務局の組織および運営ならびに決裁および会計処理の統一に関し必要な事項を定め、組合業務の円滑かつ適正な遂行および内部統制の確立を図ることを目的とする。

(事務処理体制)

第2条 本組合の事務は、主たる事務所および各事業所において処理する。

- 2 各事業所は、所管事業に関する日常的事務を処理する。
- 3 会計および資金管理は、主たる事務所において統括する。

(事務局)

第3条 本組合の業務を統括するため、事務局を置く。

- 2 事務局の統括機能は主たる事務所に置く。

(所掌事務)

第4条 事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総会および理事会の運営に関する事務
- (2) 文書の收受、発送および保存管理に関する事務
- (3) 会計・経理に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 労務管理に関する事務
- (6) 各事業所間の調整および統括
- (7) その他理事会が必要と認めた事務

(事務局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議により選任する。
- 3 事務局長は、主たる事務所または各事業所の社員の中から選任することができる。
- 4 事務局長の勤務地は主たる事務所または各事業所のいずれでも差し支えない。
- 5 事務局長は、理事長の指示を受け、本組合全体の事務および会計を統括する。
- 6 事務局長は、各事業所に対し必要な指導および是正を行うことができる。

(各事業所との関係)

第6条 各事業所は、日常的な事務処理を行う。

- 2 各事業所の所長（以下、事業所長）は、理事長および事務局長の統括のもと業務を執行する。
- 3 各事業所は、会計処理および重要事項について、事務局へ報告しなければならない。

(決裁の原則)

第7条 組合の重要事項は理事会が決定する。

- 2 前項の重要事項とは、次に掲げる事項をいう。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 予算および決算の承認
 - (3) 資金の借入
 - (4) 固定資産の取得または処分
 - (5) 長期継続契約その他組合運営に重大な影響を及ぼす事項
- 3 日常の業務執行は理事長が行う。ただし、事務局長に委任した事項については事務局長が執行する。
- 4 日常的事項については、別表「決裁権限表」に定める範囲で専決を認める。
- 5 専決事項であっても、重要と認められる場合は理事長決裁又は理事会決議とする。
- 6 緊急を要する場合は、理事長が専決することができる。この場合、次回理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計処理の統一)

第8条 本規程において「予算内」とは、理事会において承認された年度事業計画および収支予算に基づく各費目の範囲内をいう。

- 2 会計処理は、法令、定款および関係規程に基づき、統一して行う。
- 3 銀行口座は原則として主たる事務所に一元管理する。
- 4 各事業所の支出は、証憑書類を添付のうえ事務局に報告する。
- 5 現金の取扱いは最小限とし、管理方法は別に定める。

(契約の重要性基準)

第9条 契約のうち次に掲げるものは重要契約とし、理事会の決議を要する。

- (1) 契約期間が1年を超えるもの
- (2) 組合の名称使用を許諾するもの
- (3) 独占的または排他的な契約
- (4) 再委託を制限する契約
- (5) 事業の根幹に関わると理事長が認めた契約

(文書および情報管理)

第10条 重要文書および会計関係書類は主たる事務所にて集中管理する。

2 個人情報、個人情報保護法その他関係法令に従い適正に管理する。

(監査との連携)

第11条 事務局は、監事の求めに応じ、帳簿書類その他必要な書類を提出しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和8年3月4日から施行する。(令和8年3月3日理事会決議)

別表 決裁権限表

※本表は事務局規程第7条に基づき定める。

※「予算内」とは、理事会承認済みの年度予算の範囲内をいう。

1. 支出関係

内容	事業所長	事務局長	理事長	理事会
5万円未満（予算内）	決裁			
50万円未満（予算内）	起案	審査	決裁	
50万円以上（予算内）	起案	審査	決裁	
予算外支出	起案	審査	審査	決議

2. 請負・業務委託契約

区分	事業所長	事務局長	理事長	理事会
業務委託契約（予算内）	起案	審査	決裁	
重要契約（第9条該当）	起案	起案	審査	決議
業務委託契約（予算外）	起案	起案	審査	決議

※業務委託内契約（予算内）の同一契約は、年間累計額で判断

※重要契約は規程第9条による

3. 助成事業関係

区分	事業所長	事務局長	理事長	理事会
助成金申請 （既存事業・予算内）	起案	審査	決裁	
助成金申請（新規・高額）	起案	審査	審査	決議
助成金配分決定	起案	起案	審査	決議

4. 人事関係

区分	事業所長	事務局長	理事長	理事会
アルバイト採用（予算内）	起案	審査	決裁	
社員採用	起案	審査	審査	決議
給与改定（軽微）	起案	審査	決議	
給与体系変更	起案	審査	審査	決議
解雇・雇止め	起案	審査	審査	決議

5. 緊急専決：理事長は緊急を要する場合、専決できる。ただし次回理事会に報告し承認を得る。

6. 報告義務

- 事業所長の専決事項は毎月報告
- 予算執行状況は理事会報告
- 同一取引先の年間累計額は一覧管理